

バリアブルライフ

変額保険 終身型(無配当)

- この保険は、経済情勢や運用実績によっては大きな保障を期待できますが、一方で、株価や金利・為替等の変動によるリスクが発生する特長があります。
- この保険のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況・生命保険への加入目的などを事前にお伺いします。
- お申込みをご検討いただく際には、変額保険販売資格を持った担当者が、重要事項説明書(契約概要)と重要事項説明書(注意喚起情報)に記載された事項についてそれぞれご説明いたします。なお、説明を受けたことを確認させていただくために、所定の書類に押印いただけます。

特長

保障は一生継続します。

一生涯にわたり、死亡・高度障害に対する保障が得られますので、「いざというときに保障がなかった…」というようなことはありません。

特別勘定の資産の運用実績に基づき、保険金額が変動(増減)します。

保険料は一定で、死亡・高度障害のときには運用実績に応じた死亡・高度障害保険金(基本保険金額+変動保険金額)をお支払いします。なお、運用実績にかかわらず基本保険金額のお支払いは保証します。

■特約の保険金額・給付金額は、運用実績によって変動することはありません。

解約返戻金も運用実績に応じて増減します。

ご契約を解約された際にお支払いする解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて日々増減します。なお、解約返戻金額については最低保証はありませんので、運用実績によっては払込まれた保険料を下回ることがあります。

積立機能重視、保障機能重視の2つのタイプから選べます。

保険金額や解約返戻金額は運用実績に応じて変動(増減)しますが、変動保険金の取扱方法には、積立機能を重視した「オプションA」と、保障機能を重視した「オプションB」の2種類があります。

■ご契約時にオプションBを選択された場合、ご契約後にオプションBからオプションAに変更することができます。ただし、オプションAを選択された場合には、オプションAからオプションBに変更することはできません。

■詳細につきましては、当パンフレット中面をご覧ください。

運用対象は8つの特別勘定からお選びいただけます。

株式型、日本成長株式型、世界コア株式型、世界株式型、債券型、世界債券型、総合型、短期金融市場型の8つの特別勘定をご用意しています。この8つの中から、保険料の運用対象として1つないし複数の特別勘定をお選びいただけます。

■詳細につきましては、当パンフレット中面をご覧ください。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが不要になります。

■不慮の事故の範囲、所定の身体障害の状態につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが不要となる保険料払込免除特約を付加することもできます。詳しくは保険料払込免除特約のパンフレットをご覧ください。

契約者貸付制度をご利用いただけます。

一時的に資金が必要なときなどに、この保険の解約返戻金額*の所定の範囲内で貸付けを受けることができます。

*特約の解約返戻金額は含みません。

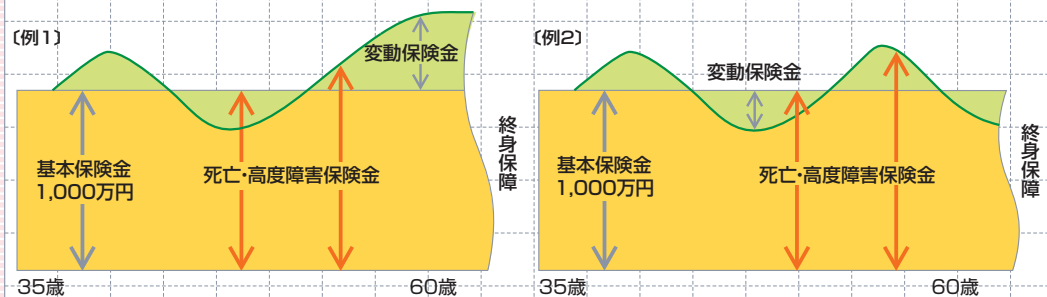
保険料が割安です。

配当金はありませんが、そのぶん保険料が割安になっています。ご契約の基本保険金額が500万円以上のとき、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料がさらに割安になります。

仕組みとご契約例

- 被保険者 35歳 男性
- 基本保険金額 1,000万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 60歳まで
- 個別毎月払保険料 19,190円
- 保険料は年齢・性別により異なります。

この保険は運用実績に応じて保険金額が変動します。したがって、下図(例1)(例2)のように保険金額は上下し一定ではありません。



保険金のお支払事由 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	保険金額	お受取りになる人
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額と死亡した日の変動保険金額の合計額。ただし、基本保険金額を下回ることはありません。	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額と高度障害状態に該当した日の変動保険金額の合計額。ただし、基本保険金額を下回ることはありません。	被保険者*(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

*予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が保険金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

■いずれかの保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

オプションA(積立機能重視)の仕組み

積立機能を重視した変額保険です。

特別勘定の運用実績が3.5%を超えたとき、オプションBと比べ、オプションAの積立金の方が大きくなります。

■ご契約後、オプションBに変更することはできません。

変動保険金がプラスの場合(右図a)、 変動保険金額を減額することができます(年2回まで)。

変動保険金を減額した場合には、同額の積立金が減少します。

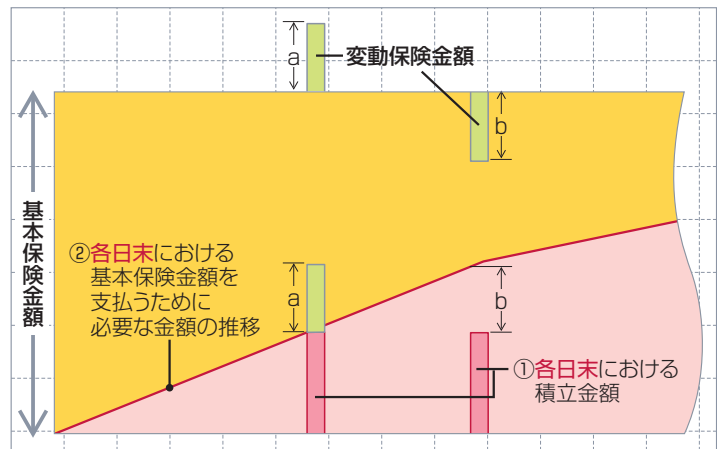
運用実績に応じて、 変動保険金額は毎日変動(増減)します。

次の①と②の差額(①-②=右図aまたはb)が変動保険金額となります。

①各日末における積立金額

②各日末における基本保険金額を支払うために必要な金額

■変動保険金額がマイナスのとき(右図b)でも、死亡・高度障害のときに基本保険金額のお支払いを保証します。



オプションB(保障機能重視)の仕組み

保障機能を重視した変額保険です。

特別勘定の運用実績が同一のとき、原則、オプションAと比べ、オプションBの変動保険金額の方が大きくなります。

■ご契約後、オプションAに変更することができます。

変動保険金額は運用実績に応じて 毎月1日に変動(増減)し、月内は一定です。

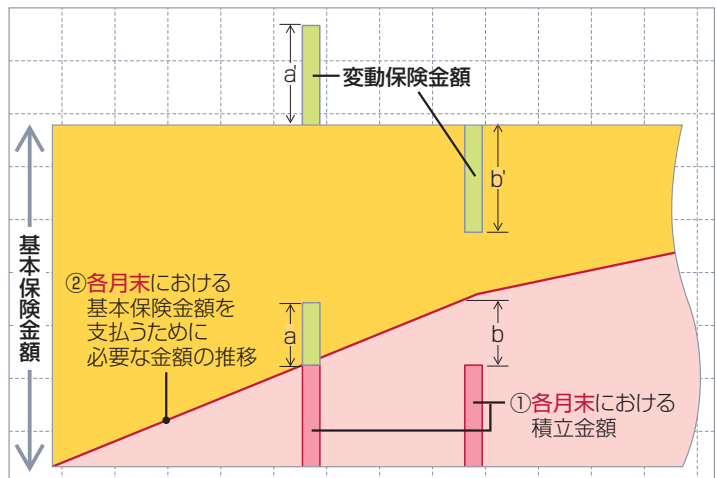
毎月末の①と②の差額(①-②=右図aまたはb)をもとに、会社所定の方法で変動保険金額(a'またはb')を毎月1日に計算します。(a<a', b<b'となります)

①各月末における積立金額

②各月末における基本保険金額を支払うために必要な金額

■変動保険金額がマイナスのとき(右図b')でも、死亡・高度障害のときには基本保険金額のお支払いを保証します。

■変動保険金がプラスのときでも、変動保険金額を減額することはできません。



保険用語の説明

特別勘定

「特別勘定の種類と運用リスク」欄をご参照ください。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々の契約に係る部分をいい、それぞれの運用実績により毎日増減します。

基本保険金

ご契約の際にお決めいただく保険金のことで、死亡・高度障害のときにこの保険金額は最低保証されます。

変動保険金

それぞれの特別勘定の資産の運用実績により変動(増減)する保険金です。

特別勘定の運用実績例

変額保険(終身型)の保険金額・解約返戻金額は、運用実績に応じて変動(増減)しますが、変動保険金等の取扱方法はオプションA(積立機能重視)と、オプションB(保障機能重視)では異なります。オプションAと、オプションBの違いを下記のグラフ・表にてご確認ください。なお、下記のグラフ・表は例示の運用実績が保険期間中そのまま推移したと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際には、保険金額・解約返戻金額は運用実績に応じて変

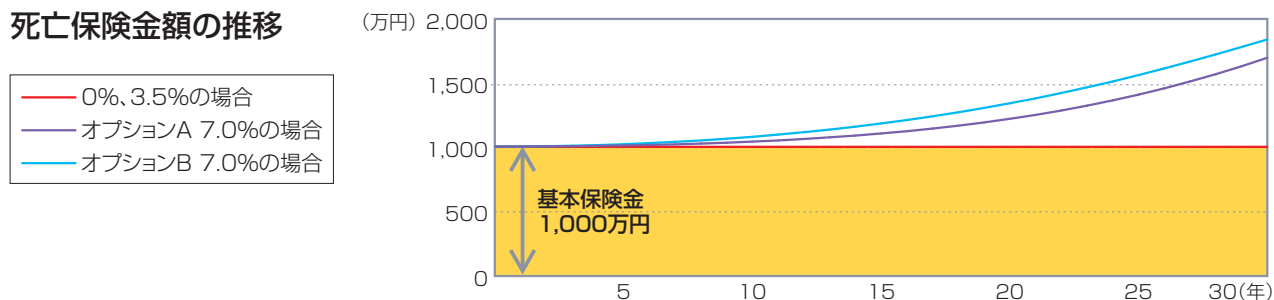
動(増減)します。

また、例示の運用実績(0%、3.5%、7.0%)につきましては、上限または下限を示すものではありません。したがって0%を下回り、運用実績がマイナスとなる場合もあります。

なお、運用実績につきましては、事業年度ごとにご契約者にお知らせします。

●被保険者 35歳 男性 ●保険期間 終身 ●個別抜月払保険料 19,190円
●基本保険金額 1,000万円 ●保険料払込期間 60歳まで

死亡保険金額の推移

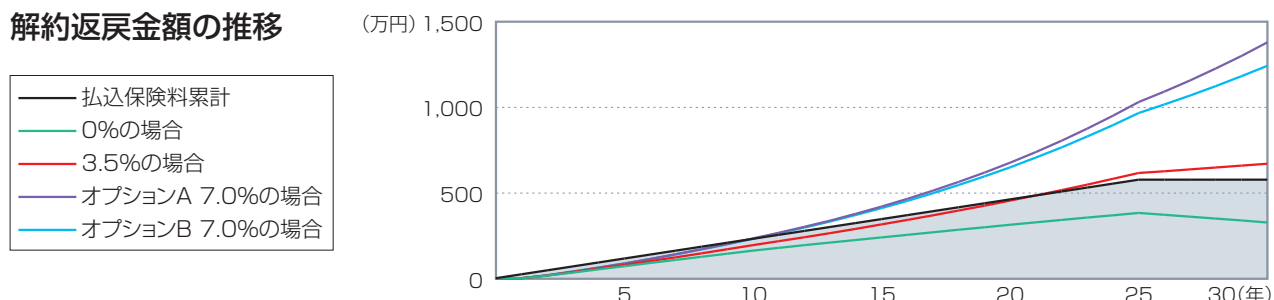


運用実績	経過年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
0.0%の場合	オプションA・B共通	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
3.5%の場合	オプションA・B共通	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
7.0%の場合	オプションA	1,002万円	1,008万円	1,039万円	1,104万円	1,221万円	1,414万円	1,708万円
	オプションB	1,006万円	1,018万円	1,077万円	1,184万円	1,345万円	1,570万円	1,854万円

■上記グラフ、表の死亡保険金額は、基本保険金額と変動保険金額の合計額になります。

万円未満は切り捨て

解約返戻金額の推移



運用実績	経過年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
	払込保険料累計	69万円	115万円	230万円	345万円	460万円	575万円	575万円
0.0%の場合	オプションA・B共通	33万円	70万円	161万円	238万円	312万円	381万円	325万円
3.5%の場合	オプションA・B共通	36万円	78万円	193万円	314万円	453万円	614万円	668万円
7.0%の場合	オプションA	39万円	86万円	232万円	418万円	674万円	1,028万円	1,376万円
	オプションB	39万円	86万円	230万円	409万円	647万円	964万円	1,239万円

万円未満は切り捨て

特別勘定の種類と運用リスク

変額保険にかかる資産は、他の保険種類にかかる資産とは明確に区別し、独立した「特別勘定」*にて管理・運用を行います。

2010年11月現在、運用対象の異なる次の8つの特別勘定をご用意しています。ご契約時には、この8つの特別勘定の中から、ご自身のご契約の資産を運用する特別勘定を1つないし複数選択することができます。

*変額保険と変額個人年金保険にかかる資産は共通の特別勘定にて管理・運用しております。

■複数の特別勘定を選択される場合、各特別勘定の組み合わせ比率は、1%単位で指定することができます。なお、保険料払込期間中であれば、繰入比率はいつでも変更可能です。

■ご契約後は、年12回の範囲内において、いつでも特別勘定の資産を他の特別勘定へ移転することができます。

■各特別勘定への資産の繰入比率を変更した場合や、積立金を移転した場合、選択された特別勘定の種類によっては運用リスクが変わることがあります。

資産運用について

- ①各特別勘定は、特別勘定資産の着実な成長と長期的観点に立った収益の確保を目的として、安定的に運用します。
- ②リスク分散の観点から少数銘柄に偏ることなく、資産種類(株式・債券・外国有価証券)やそれぞれの資産ごと(業績面・通貨面・個別銘柄面等)での分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。
- ③世界株式型・世界債券型・世界コア株式型においては、原則として円資産に対する外貨の為替ヘッジは行いません。

	ベンチマーク	運用方針	主な運用リスク 左記の運用方針に基づき運用を行うため次の要因により積立金に損失が生じるおそれがあります。
株式型	日経平均株価 [◎]	日本の株式を中心に投資を行います。上場投資信託(日経225型ETF)を組み入れることでベンチマークとの連動性を確保しつつ、国内株式への分散投資も行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 等
日本成長株式型	TOPIX (配当金込み)	日本の株式を投資対象とする投資信託「フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3(適格機関投資家専用)」に投資を行います。個別企業のファンダメンタルズや株価水準を分析して投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 等
世界コア株式型	MSCI ワールド・ インデックス (円ベース)	日本を含む世界の株式を投資対象とする投資信託「ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>」に投資を行います。インデックスとの連動性を確保しつつ、世界各国の株式に投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、 外国為替レートの変動 等
世界株式型	MSCI ワールド・ インデックス (円ベース)	日本を含む世界各国の株式に投資を行います。有力な無形資産(ブランド)を保有する企業に注目し、ファンダメンタルズの分析に基づき投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、 外国為替レートの変動 等
債券型	—	国内の公社債を中心に分散投資を行います。円建て債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保し、中長期的に安定した運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券 発行体の財務状況の変化、外国為替レ ートの変動 等
世界債券型	シティグループ 世界国債 インデックス (円ベース)	日本を含む世界各国の債券に投資を行います。金利動向やファンダメンタルズを分析して投資を行い、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券 発行体の財務状況の変化、外国為替レ ートの変動 等
総合型	—	株式、公社債、短期金融商品をバランス良く組み合わせ、安定的な資産の増大を目指します。債券型特別勘定と株式型特別勘定の中間に位置付けられ、ミドルリスク・ミドルリターンを持つ特別勘定となります。	日本および世界各国の金利の変動、債券 発行体の財務状況の変化、国内株式の 価格変動、外国為替レートの変動 等
短期金融市場型	短期金利 (無担保コール 翌日物等)	短期金利程度の運用利回りの確保を目標として運用を行います。当社の8つの特別勘定の中では、最もローリスク・ローリターンの方であり、他の特別勘定の資産価格が下落することが想定される局面で、一時的に退避するファンドと位置付けられます。	国内の金利の変動、 債券発行体の財務状況の変化 等

次の時期から特別勘定にて運用されます。

①第1回保険料

当社が第1回保険料を受け取った日と、保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅いほうを基準日とし、その基準日が属する期間に応じて、運用開始日が定まります。

基準日	運用開始日
1日～15日の場合	基準日の属する月の翌月1日
16日～末日の場合	基準日の属する月の翌月16日

②第2回以降の保険料

保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日*から運用されます。

*契約応当日に第1回保険料の運用が開始されていない場合、払込期月の到来した第2回以後の保険料は、第1回保険料と同日に運用が開始されます。

諸費用について

次の費用を保険料や積立金から控除します。

特別勘定運営費用

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。なお、2009年度の控除率(年率・税込み)は下記のとおりです。

株式型	日本成長株式型	世界コア株式型	世界株式型
0.05%	0.06%	0.05%	0.37%
債券型	世界債券型	総合型	短期金融市場型
0.05%	0.39%	0.06%	0.05%

■上記の控除率はあくまでも2009年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。

■投資信託にて運用を行う場合、投資信託で運用されている資産から信託報酬などが別途控除されます。2010年8月2日現在、各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬(税込み)は下記のとおりです。

〔株式型〕

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.252%以内
- 上場インデックスファンド225(日興アセットマネジメント株式会社) 年率0.294%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.2415%以内

〔日本成長株式型〕

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)
(フィデリティ投信株式会社) 年率0.924%

〔世界コア株式型〕

ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>(ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社) 年率0.21%

〔総合型〕

- 日経225連動型上場投資信託(野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.252%以内
- ダイワ上場投信-日経225(大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.2415%以内

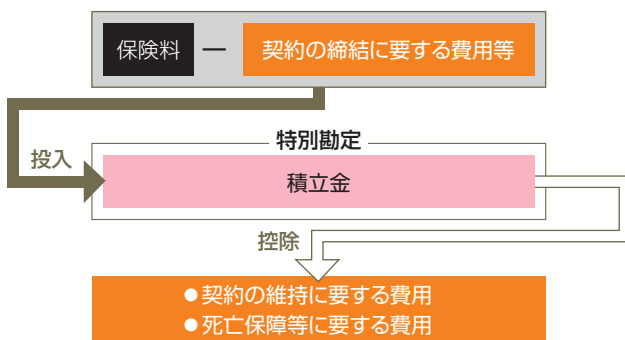
保険関係費用

保険契約の締結・維持および保障に必要な費用(以下、保険関係費用)を保険料や積立金から控除します。

なお、保険関係費用につきましては、被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することができませんのでご了承ください。

〔保険料払込期間中〕

保険料をお払込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用等を毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障等に要する費用を積立金から毎月控除します。



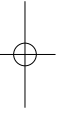
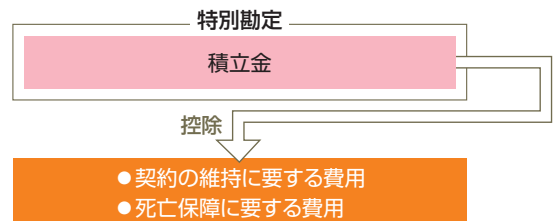
〔解約・減額をした場合〕

第10保険年度の全ての保険料の払込みが終了する前、かつ保険料払込期間中に保険契約を解約・減額された場合、解約控除費用を積立金から控除します。

$$\text{積立金} - \text{解約控除費用} = \text{解約返戻金}$$

〔保険料払込期間満了後〕

保険契約の維持・死亡保障に要する費用を積立金から毎月控除します。



▶ 保険期間とご契約年齢の範囲

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢	保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
終身	3年	0歳～82歳	終身	70歳まで	0歳～60歳
終身	5年	0歳～80歳	終身	75歳まで	0歳～65歳
終身	10年	0歳～75歳	終身	80歳まで	0歳～70歳
終身	15年	0歳～70歳	終身	85歳まで	0歳～75歳
終身	55歳まで	0歳～45歳	終身	終身	0歳～85歳
終身	60歳まで	0歳～50歳			
終身	65歳まで	0歳～55歳			

▶ 付加できる特約

- 平準定期保険特約
 - 遞減定期保険特約
 - 家族収入特約
 - 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
 - 無解約返戻金型平準定期保険特約
 - 遞増定期保険特約
 - 災害死亡給付特約
 - 傷害特約
 - 買増権保証特約(92)
 - 入院総合保障特約(87)
 - 成人病総合保障特約(95)
 - がん特約
 - 生前給付終身保険特約
 - 生前給付定期保険特約
 - ナーシング・ニース特約(O4)
 - リビング・ニース特約(O4)
 - 保険料払込免除特約
 - 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

▶ 保険料払込方法

- 年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます(特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります)。
- お払込みの際は所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。
 - 新規のご加入で、団体扱・特別団体扱契約をご検討のお客様へ
 - 新規のご加入の場合、この保険の個別扱保険料は、団体扱・特別団体扱保険料より割安になりますので、ご注意ください。

▶ 自動延長定期保険への変更

- 解約返戻金のあるご契約で、払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないときには、保険金額を定額とする延長定期保険に自動的に変更されます。
- 変更後の保険金額は、払込猶予期間満了時の主契約と特約*の普通死亡保険金額の合計額となります。
- *一部の特約につきましては、取扱いが異なりますので担当者にご確認ください。
- 変更後の保険期間は、払込猶予期間満了時の解約返戻金(付加された特約の解約返戻金も含む)をもとに新たに定めます。算出した保険期間が変更前のご契約の保険料払込期間を超える場合は保険料払込期間までとし、保険期間満了時に生存されていたときに、生存給付金をお支払いします。
- 各種特約は消滅します。
- 変更後は特別勘定による運用は行いません。
- 変更後3か月以内かつ保険期間内に保険料をお払込みいただいた場合、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして取扱います。
- このお取扱いはあらかじめ希望されない旨の申し出があったご契約には適用されません。
- この保険には「自動振替貸付制度」はありません。

▶ 定額延長定期保険への変更

- 以後の保険料払込みを中止して、保険金額を定額とする保険料払込済みの定額延長定期保険に変更することができます。
- 変更後の保険金額は、変更時の主契約と特約*の普通死亡保険金額の合計額になります。
- *一部の特約につきましては、取扱いが異なりますので、担当者にご確認ください。
- 変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金(付加された特約の解約返戻金も含む)をもとに新たに定めます。算出した保険期間が変更前のご契約の保険料払込期間を超える場合は、保険料払込期間までとし、保険期間満了時に生存されていたときに、生存給付金をお支払いします。
- 各種特約は消滅します。
- 変更後は特別勘定による運用は行いません。

▶ 定額払済終身保険への変更

- 以後の保険料払込みを中止して、保険金額を定額とする保険料払込済みの定額払済終身保険に変更することができます。
- 変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金(付加された特約の解約返戻金も含む)をもとに新たに定めます。算出した保険金額が変更時の主契約と特約*の普通死亡保険金額の合計額を超える場合は合計額とし、解約返戻金の残額をお支払いします。
- *一部の特約につきましては、取扱いが異なりますので、担当者にご確認ください。
- 変更後も保障は終身継続します。
- 変更後は特別勘定による運用は行いません。
- 変更後の特約の取扱いにつきましては担当者にご確認ください。

▶ 特別勘定の廃止

関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化その他これに準じる事態が発生し、この保険契約の効率的な資産の運用が困難な状況となると認めた場合には、特別勘定を廃止することがあります。

▶ 保障内容変更制度

保険料の払込終了後、所定の要件を満たした場合、5年ごと利差配当付介護保障移行特約および5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加することにより、主契約の死亡・高度障害に対する保障の全部または一部を介護保障・年金(老後の生活保障)に変更できます。介護保障と年金(老後の生活保障)および死亡・高度障害に対する保障を自由に組み合わせることができますので、ニースの変化や豊かなセカンドライフの実現のために、ぜひご利用ください。

■詳しくは「保障内容変更制度」のパンフレットをご参照ください。

●ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、クーリング・オフ(お申込みの撤回)、告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、重要事項説明書(契約概要)は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、重要事項説明書(注意喚起情報)は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**変額保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意しておりますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合がございます。なお、お問い合わせの際は、保険証券等「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

■担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社(カスタマーセンター)となります。